

公益財団法人滋賀県国際協会 災害時外国人サポーター登録要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人滋賀県国際協会（以下「協会」という。）は、滋賀県および近畿ならびに隣接府県で大規模な災害が発生した際に被災地等で関係機関・関係団体の要請に基づき外国人支援のため活動する意欲のある個人を災害時外国人サポーター（以下「サポーター」という。）として登録し、災害時のボランティア活動の円滑な推進に資することを目的として災害時外国人サポーター登録制度を設置し、その運用について定める。

(募集)

第2条 協会は、必要に応じてサポーターとしての登録を募集するものとする。

(登録の要件)

第3条 サポーターとして登録する者は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 滋賀県および近郊で大規模な災害が発生した際に、被災地等でボランティアとして活動する意欲のある者であること。
- (2) 登録しようとする年度の4月1日現在で満18歳以上であること。

(登録)

第4条 サポーターとして登録しようとする者は、「財団法人滋賀県国際協会災害時外国人サポーター登録用紙」（別記様式1）（以下「登録用紙」という。）により協会に届け出るものとする。

- 2 協会は、前項の規定による登録の申込があった場合においては提出された登録用紙の記載事項が第3条の登録要件を満たしているかを確認し、「財団法人滋賀県国際協会災害時外国人サポーター」として登録し、登録台帳に記載し保管しなければならない。

(登録事項の変更手続き等)

第5条 サポーターは前条の登録事項に変更のあったとき、または登録を取り消そうとするときは、すみやかにその旨を協会に届け出るものとする。

(登録数の把握)

第6条 協会は、毎年1回以上、登録者の状況を把握しなければならない。

(サポーターの情報提供)

第7条 協会は、登録用紙に記載された事項について、災害が発生した場合には、外国人支援に関する業務に使用することができる。

(サポーターへの協力要請)

第8条 協会は、大規模災害が発生した場合に、関係機関・団体からの要請に基づき、サポーターに対して協力要請を行う。

(活動の基本)

第9条 サポーターは、協会および関係機関・団体からの要請に基づき、当該要請先の支援要望の範囲内で活動するものとする。

(報酬等)

第10条 サポーターは、その活動に対する報酬または活動資機材の損料等を協会または協力要請先に対して請求することはできない。

2 費用弁償については、別に定める。

(保険への加入等)

第11条 サポーターがこの要綱に規定する協力要請に基づき、活動している場合は、協会において大規模災害ボランティア活動保険に加入するものとする。

2 前項に規定する場合の保険の加入に必要な経費は、協会が負担する。

(その他)

第12条 サポーターの登録に関する個人情報 は協会個人情報保護規程に基づき適正に取り扱うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月19日から施行する。